

答申第344号
平成23年7月1日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年3月30日付け総ワ第1465号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成22年1月8日付けで異議申立人から提起された、平成21年12月21日付け総ワ第1128号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成21年12月21日付け総ワ第1128号で行った行政文書不開示決定（以下、「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 正当な理由無く、又開示しても何ら個人にとっても、千葉県においても不利益になることはなく、公開することに公益的理由がある情報を公開せず、公開すべき情報を全て不開示とした。
- (2) 実施機関は、不開示理由とし条例第8条第2号の該当性を上げ特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示情報としているとの理由を示したが、公文書公開条例による公開義務と個人に関する情報は全て非公開（不開示）にできるのかを問うものであり、非公開部分の公開を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、平成21年11月20日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「千葉地域整備センターのH16年度からH21年度迄の各年度毎の交通費、旅費、（出張を含む）宿泊費、通勤費（定期券、自家用車等の別ごとに）等全職員毎についての全て、又その出張（旅行）命令書、復命書、業務報告書、打合せ記録について」と記載された行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定及び本件文書について

実施機関は、本件請求のうち通勤費に係る行政文書については、総務ワークステーションが保有しているため、対象となる行政文書を次のとおり特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

- (1) 給与支給明細書（平成16年4月～平成21年11月）（以下「本件文書1」という。）
- (2) 報酬・賃金等明細書（平成16年4月～平成21年11月）（以下「本件文書2」という。）

- (3) 庶務事務処理システムから出力した通勤届に代わる書面（平成16年4月～平成21年11月の通勤手当支給に係るもの）（以下「本件文書3」という。）
 - (4) 通勤届（平成16年4月～平成21年11月の通勤手当支給に係るもの）（以下「本件文書4」といい、「本件文書1」ないし「本件文書4」を併せて「本件文書」という。）
- 3 本件文書の内容について
- (1) 本件文書1について
給与支給時に職員に提示し、内容の確認を行うための文書で、職員コード、所属、氏名、給料表及び級号給等の記載部分、当該職員の給料及び各種手当の内訳の記載部分、各種控除金等内訳の記載部分並びに支給方法（口座振込の場合は口座情報）及び支給額の記載部分からなる。
 - (2) 本件文書2について
報酬・賃金等支給時に非常勤職員に提示し、内容の確認を行うための文書で、職員コード、所属、氏名等の記載部分、当該職員の報酬・賃金額及び通勤手当相当額の記載部分、各控除金等内訳の記載部分並びに支給額及び支給方法（口座情報）の記載部分からなる。
 - (3) 本件文書3について
通勤手当に関する規則（昭和33年千葉県人事委員会規則第5号）第3条第2項に基づき、職員がその通勤の実情を任命権者に届け出たものであり、所属、職員コード、氏名、住所、職員の届け出た交通手段、区間、距離、所要時間及び乗車券等の額、任命権者が決定した認定日、適用日、通勤手当の額、任命権者が決定に当たり確認した交通手段、区間、距離、所要時間、乗車券等の額、備考等が記載されている。
 - (4) 本件文書4について
非常勤職員がその通勤の実情を任命権者に届け出たものであって（表）面には、勤務公署、職員コード、氏名、住居、職員の届け出た通勤方法の別、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類及び額、通勤経路の略図等が記載されており、（裏）面には、任命権者が決定した通勤手当の額及び決定に当たり確認した交通機関等の名称、利用区間、利用距離、運賃等の額、自転車等利用者の使用距離、1箇月の運賃等の額等が記載されている。
- 4 本件決定及び不開示の理由について
- 実施機関は、本件請求に対して本件文書を特定し、条例第8条第2号に該当するものと判断し、本件決定を行った。
- (1) 条例第8条第2号該当性について
 - ア 条例第8条は、行政文書の開示義務について定めており、開示請求があったときは、同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないとしている。同条第2号では、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる

情報は、原則として不開示情報としている。

上記3のとおり「本件文書1」及び「本件文書2」に記載の情報は、職員個人の所得等に関する情報であり、「本件文書3」及び「本件文書4」には、職員の住所、通勤方法、通勤区間、通勤時間、通勤手当額等の記載があり、これらは、職員個人の通勤や所得に関する情報である。

よって、本件請求に係る行政文書に記載されている情報は、条例第8条第2号の「個人に関する情報」に該当する。

また、本件請求は、千葉地域整備センターの職員ごとの行政文書の開示を請求したものであり、いずれの行政文書もこれを開示することによって、行政文書に記載されている個人情報誰のものか特定されることは明らかであり、条例第8条第2号の「特定の個人を識別できるもの」に該当する。

よって、本件請求に係る行政文書に記載されている情報は、条例第8条第2号に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書ハにおいて、その情報が公務員の「職務の遂行に係る情報」である場合は、同号に定める不開示情報から除かれ、開示することとされている。そして、「千葉県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）においては、「職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報」をいうと定められており、さらに、「本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、（中略）職員の所得情報（中略）は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない」とされている。

「本件文書1」及び「本件文書2」は、職員に対して毎月支給される給与等の明細であり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、個人情報として保護されるものである。

次に「本件文書3」及び「本件文書4」には、職員の通勤の実情や任命権者が決定した通勤手当額等が記載されているが、通勤とは、そもそも勤務場所と自宅との間を往復する行為であり、その性質上、公務員の職務とは言い難く、通勤行為そのものは、公務員の職務遂行には該当しない。

また、「庶務事務処理システムから出力した通勤届に代わる書面」及び「通勤届」は、通勤手当の額の決定等のために職員が届け出たものであり、届出をした職員がそれらに記載した情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、その職員の担任する職務の遂行に当たる情報であるとは認められず個人情報として保護されるものである。

よって、本件請求に係る行政文書に記載されている情報は「職務の遂行に係る情報」には当たらないため、条例第8条第2号ただし

書ハには該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニにおいて、それぞれその情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名」である場合は、同号に定める不開示情報から除かれ、開示することとされている。

本件請求に係る行政文書に記載されている情報は、職員個人の通勤及び所得に関する情報であり、それらの情報が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事実はないから、条例第8条第2号ただし書イには該当せず、その性質上ロ及びニにも該当しない。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条には、行政文書に不開示情報を記録されている場合でも公益上特に必要と認められるときは開示することができる旨、規定されている。

しかし、「解釈運用基準」において、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、「公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう」と定められている。

さらに、「個人に関する情報について、本条を適用する場合には、条例第3条の趣旨を十分に踏まえ、安易に開示することのないよう慎重に取り扱わなければならない」とされており、条例第3条には、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨、規定されている。

本件請求に係る行政文書に記載されている情報が開示されることとなれば、その職員の給料、手当額、居住地及び常例として通行する経路等個人の所得や生活環境に関する情報が公になることとなり、個人のプライバシーが侵害されるばかりでなく、自宅が容易に特定され職員の生活の安全に支障をきたすおそれが生じるなど、職員の私生活にも影響してくるおそれがある。

以上のように、公にすることにより職員のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益が害されるおそれがある情報について、その保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

5 異議申立ての理由について

異議申立人は、今回の不開示決定は正当な理由が無く、開示しても職員個人にとっても千葉県においても不利益になる事はなく、公開することに公益的理由がある情報を開示しない旨主張する。

しかしながら、職員個人の通勤及び所得に関する情報は、「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別できるもの」であり、条例第8条第2号の不開示情報に該当し、「職務の遂行に係る情報」には当たらないこと等

から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、「公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性がある」とは認められず、条例第10条にも該当しないと判断する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 本件文書1及び本件文書2は、給料等を支給される職員ごとに作成され、職員コード、氏名、給料等内訳、各種手当額、給与から控除される所得税、各種掛金等、当該職員個人の所得や財産等に関する情報が記録されたものである。

また、本件文書3及び本件文書4は、通勤手当を請求する職員ごとに作成され、職員コード、氏名、住所の他、通勤に係る交通手段、その経路、距離、所要時間、乗車券の金額、実施機関が認定した通勤手当の額など当該職員個人の生活環境や所得に関する情報が記録されたものである。

イ よって、本件文書に記録されている情報は、いずれも条例第8条第2号本文に該当する情報であると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

(ア) 条例第8条第2号ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に開示する旨を規定している。

そこで、「通勤」が公務員の「職務の遂行に係る情報」であるかどうかをまず検討する。

(イ) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第1条において、「この法律は、地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償・・・（以下略）」、同法第2条第2項において、「通勤とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間の往復を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」とあり、条文上、「通勤」と「公務」とは明確に区別して規定されていることが認められる。

(ウ) また、「ただし書ハ」について、本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対

象とはならないと解される。

- (エ) こうした関係法令及びその解釈から、「通勤」が公務員の「職務の遂行に係る情報」に該当しないと解するのが相当である。

そして、実施機関の特定した本件文書3及び本件文書4に記録されている職員ごとの通勤に係る情報は、条例第8条第2号ただし書ハには該当しないものと判断する。

また、本件文書1及び本件文書2については、通勤手当に関する情報も含め、公務員の職務の遂行に係る情報は記録されていないと認められることから、同号ただし書ハには該当しない。

- イ その他のただし書該当性について

条例第8条第2号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、そして、ただし書ニは「食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名」について例外的に開示する旨を規定している。

本件文書は、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、そのような慣行も認められないため、ただし書イには該当しない。

さらに、本件文書に記録された情報の内容及び性質に照らし、ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

- 3 本件文書の一部開示の可否について

異議申立人は、「個人に関する情報は全て非公開（非開示）にできるのかを問う」として、不開示部分の開示を求める旨を主張しているので、条例第9条に規定する一部開示の可否について検討する。

- (1) 条例第9条第1項は、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」としている。

また、同条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」としている。

- (2) これを本件について検討すると、本件文書に記録されている情報は、上記2(1)アに記載したとおりである。

これらの情報のうち、氏名や職員コード等特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を不開示としたとしても、当該部分を除いた部分に記録されている内容は、手当等の金額や通勤経路など通常

人には知られたい機微にわたる情報等が相互に関連性をもって記録されているものであり、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない」とは認められない。

よって、条例第9条各項の規定により、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分の開示を行うことはできないものと認められる。

4 条例第10条該当性について

- (1) 異議申立人は、「正当な理由無く、又開示しても何ら個人にとっても千葉県においても不利益になることはなく、公開することに公益的理由がある情報を公開せず、公開すべき情報を全て不開示とした。」として、本件文書の公開には公益性がある旨の主張をしているので、公益上の理由による裁量的開示を規定した条例第10条該当性について検討する。
- (2) 条例第10条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができる。」と規定されており、条例第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報ではあるが、実施機関の高度な行政判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合に、当該行政文書を開示することができる」とされている。
- (3) 本件請求は、公金の支出等に関わる問題を明らかにすることを目的として行われたものであるが、上記2及び3における判断のとおり、本件行政文書には個人に関する情報が含まれており、これを公にすることにより、個人に関する情報として保護すべき権利利益が侵害されてまでも優越すべき公益上の必要性があるとは認められない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断は上記のとおりである。

6 結論

実施機関の決定は妥当である。

7 附言

実施機関においては、庶務事務処理システム等によって算定される通勤手当の申請から決定までの仕組み等について、異議申立人に説明することなどを通じ、より一層の説明責任が果たされることを希望するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 30	諮問書の受理
22. 5. 12	実施機関の理由説明書の受理
22. 6. 21	異議申立人の意見書の受理
23. 1. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 2. 22	審議
23. 3. 22	審議
23. 4. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成23年4月22日現在)